

糸保第 443 号  
令和 4 年 1 月 6 日

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



### 登園自粛の要請について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、沖縄県において新型コロナウイルス感染症が再流行しており、沖縄県警戒レベルが引き上げられるなど注意が呼びかけられております。

つきましては、保護者の皆様へ家庭での保育が可能な世帯について登園自粛を要請いたします。なお、家庭での保育ができない園児については通常通りの保育を行います。

保育料の減免などについては以下の通りです。

#### 登園自粛要請期間

令和 4 年 1 月 6 日（木）～当面の間

※終了する場合は別途通知します。通知がない場合は要請が継続している  
とご理解ください。

#### 保育料の減免について

登園自粛要請期間中に登園を自粛した日について、日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続きは不要ですが還付口座について書類を提出していただく場合がございます。

認可外保育施設に関しては、施設が登園自粛について保育料を減免した場合、施設に対して減免費用を補助いたします。

#### 保育の必要性が「求職活動」の方について

求職活動は平常時と同じように求めますので過度な登園自粛は控えてください。求職活動の期限などは一律に伸ばすものではありません。求職活動の期間を過ぎても就労できない場合は退所となる場合があります。

#### 育児休業からの仕事復帰について

復帰の猶予延長などはありません。復帰及び復帰証明が求められている方はお仕事に復帰し期限までに証明を提出してください。

お問い合わせ先 糸満市役所 保育こども園課 TEL : 098-840-8131